

牧之原市創エネ・省エネ・蓄エネ推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けたクリーンエネルギー戦略を推進し、市民のライフスタイル転換を図るため、創エネルギー・省エネルギー・蓄エネルギーを推進する設備等を自ら使用する目的で設置した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、牧之原市補助金等交付規則（平成17年牧之原市規則第28号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象設備等 次に掲げる設備等とする。ただし、設置前に既に使用された設備等は除く。
 - ア 太陽光発電システム 住宅の内部で用いる電気を太陽光エネルギーから直接変換する機器及び変換された電気を供給するために必要な機器により構成された装置で、太陽電池の最大出力が10キロワット未満の設備をいう。
 - イ 家庭用リチウムイオン蓄電池 リチウムイオン蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等）を一体的に備え、太陽光発電システムにより発電する電力を充放電し、住宅部分に電力を供給できる設備をいう。
 - ウ 省エネルギー住宅（ZEH） BELSの評価においてゼロエネ相当と表示された一戸建て住宅のうち、新築し、又は改修するもの（市内の個人が自ら建築し、改修するものを含む。）をいう。
- (2) BELS 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が実施する建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）1（1）③に規定する第三者認証の制度をいう。
- (3) 市内業者 牧之原市内に本店又は主たる事務所等を有する者で、市長が認めるものをいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 牧之原市内に自ら居住し、又は居住する予定の一戸建て住宅（店舗、事務所等との併用住宅の場合は、居住用に供する部分の床面積が2分の1以上のものに限る。）に自らの所有に係る補助対象設備等を設置する者
- (2) 市税等を滞納していない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助対象設備等の種類に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。ただし、この告示による補助金の交付を受けることができる回数は、1住宅につき1回限りとする。

補助対象設備等の種類	補助金の額
太陽光発電システム	発電量1キロワット当たり1万円とし、上限を4万円とする。ただし、市内業者が設置工事を行うときは、上限を5万円とする。
家庭用リチウムイオン蓄電池	蓄電容量1キロワット当たり2万円とし、上限を8万円とする。ただし、市内業者が設置工事を行うときは、上限を10万円とする。
省エネルギー住宅（ZEH）	上限を8万円とする。ただし、市内業者が工事を行うときは、上限を10万円とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）提出書類

- ア 誓約書兼同意書（様式第2号）
- イ 設置する補助対象設備等の仕様が分かる図書（パンフレット及び設置設計図など）
- ウ 補助対象設備等の設置等に関する見積書等の写し（内訳の分かるもの及び市内業者が設置工事を行うときは市内業者が請け負うことがわかるもの）
- エ 設置する住宅の位置図
- オ 設置場所と申請者の住所が異なる場合にあつては、建築確認申請書の写し
- カ 家庭用リチウムイオン蓄電池の設置の場合は、常時太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できることが分かる書類（回路図など）
- キ 省エネルギー住宅（ZEH）の建築の場合は、BELSの評価に係る申請書の写し
- ク 設置する住宅が併用住宅の場合にあつては、住宅の平面図
- ケ その他市長が必要と認める書類

（2）提出期限

補助対象設備等の設置等に関する工事に着手する日の前日まで

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 補助金の交付の決定において、次に掲げる条件を付する。

- （1） 補助対象設備等の設置等の工事は補助金の交付の決定の後に着手しなければならない。
- （2） 補助対象設備等の設置等は、申請の日の属する年度内に完了しなければならない。
- （3） 設置する補助対象設備等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ

め市長の承認を受けなければならない。

- (4) 補助対象設備等の設置等を取り止めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (5) 補助対象設備等の設置等の工事が予定の期間内に完了しないとき又は当該工事の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) その他市長が必要と認める条件を遵守すること。

(変更の承認申請)

第8条 申請内容に変更の承認を受けようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金交付決定通知を受けた後、補助金の交付申請の取下げ承認を受けようとするときは、取下承認願(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による取下承認願の提出があったときは、当該願に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第11条 補助事業が完了したときは、実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 補助対象設備等の設置等に関する契約書及び領収書の写し(内訳の分かるもの並びに市内業者が設置工事を行ったときは市内業者と契約した内容及び市内業者が領収したことがわかるもの)

イ 設置等の着手前の状況及び着手日がわかるカラー写真

ウ 設置等が完了した日が分かる住宅の全景カラー写真

エ 家庭用リチウムイオン蓄電池の設置の場合は、家庭用リチウムイオン蓄電池の設置状況がわかるカラー写真

オ 太陽光発電システムの設置の場合は、太陽光発電システムの設置状況が分かるカラー写真及び電力会社との契約関係書類の写し

カ 省エネルギー住宅(ZEH)の建築の場合は、BELS評価書の写し

キ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日まで

(交付の確定)

第12条 市長は、実績報告があったときは、その内容を審査し、必要により現地確認を行い、適当と認めたときは、交付確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金を請求するときは、前条に規定する交付確定通知書を受領した

日から起算して10日を経過した日までに請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付の取消し）

第14条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 第7条に規定する交付の条件に違反したとき。
- （3） 設置した補助対象設備等を次の期間内に処分し、又は善良な管理者としての責務を怠り当該設備等の機能を失わせたとき。

ア 太陽光発電システム 20年

イ 家庭用リチウムイオン蓄電池 6年

ウ 省エネルギー住宅（ZEH）に係る設備等 22年

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を求めることができる。

（協力）

第16条 市長は、この告示による補助を受けて補助対象設備等の設置等をした者に対し、必要に応じて資料の提供その他の協力を求めることができる。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の牧之原市創エネ・省エネ・蓄エネ推進事業費補助金交付要綱（次項において「改正要綱」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（特例措置）

- 2 この告示による改正要綱の適用の日からこの告示の公布の日までの間に、第4条に規定する補助対象設備等の設置等に関する工事に着手している場合に限り、第5条第2号中「補助対象設備等の設置等に関する工事に着手する日の前日まで」とあるのは「令和4年12月末日まで」と読み替えるものとし、第7条第1号の規定は適用しないものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。